

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	15 件

京都国民年金 事案 1941

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、申立期間のうち、48年8月の保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から48年8月まで

A社会保険事務所(当時)の平成21年10月26日付け「国民年金保険料納付記録の照会について(回答)」では、申立期間について加入及び納付の事実を確認できないとのことであるが、私は、昭和48年5月の結婚に際し、父親から、今後は、自分で納付するようにと国民年金手帳を渡されたことを覚えており、申立期間の納付記録が無いことには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年3月について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、46年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、この時点で、当該期間は過年度納付が可能であり、申立人は昭和44年度の保険料を昭和46年4月21日に過年度納付していることが特殊台帳により確認できることから、この納付に併せ、当該期間についても納付されたものとみても不自然ではない。

また、申立期間のうち、昭和44年4月から48年8月については、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号がB市において払い出されていることが新たに判明したため、同手帳記号番号による納付記録が平成22年5月25日に申立人の記録に統合され、既に納付済期間となっていることが

オンライン記録により確認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和 48 年 8 月については、申立人は同年 8 月 21 日に厚生年金保険の被保険者期間となっていることから、厚生年金保険料と重複納付となるが、還付された記録は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められ、申立期間のうち、48 年 8 月の保険料については重複して納付していたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 48 年 7 月までの国民年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要は無い。

京都国民年金 事案 1942

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から44年3月まで
② 昭和44年4月から同年9月まで
③ 昭和44年10月から50年9月まで

申立期間①については、昭和42年3月に結婚し、義母に勧められて、同年4月ごろ国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付は、A県B市では、毎月、同市役所C支所へ出向いて納付し、D県へ転居してからは、集金人に納付していた。申立期間②及び③については、保険料を集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、60歳まで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年11月にB市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、申立期間は申立人所持の国民年金手帳から国民年金の被保険者期間であり、このことは当時の被保険者台帳である特殊台帳からも確認できる上、国民年金に加入しながら、保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を

納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②については、国民年金保険料の申請免除期間とされていることが上記の特殊台帳により確認でき、これはオンライン記録とも一致することから、保険料を集金人に納付していたとする申立内容とは符合しない。

また、申立期間③については、申立人が、昭和44年10月1日に国民年金被保険者資格を喪失後、再度、任意の資格により被保険者資格を取得したのは50年10月31日であることが、特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳からも確認でき、同年手帳の「昭和50年度国民年金印紙検認記録」の10月の欄に、「この月から納付開始」の記載が確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成17年6月25日については40万5,000円、同年12月10日及び18年6月25日については41万円、同年12月8日及び19年6月25日については41万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月25日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年6月25日
④ 平成18年12月8日
⑤ 平成19年6月25日

A医院での勤務期間のうち、上記期間に支給された賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届が提出されていなかった。そのため、年金記録に反映されていないので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A医院が保管する申立人に係る賃金台帳兼源泉徴収簿及び申立人が所持する給与・賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額については、給与・賞与明細書における保険料控除額から、申立期間①は40万5,000円、申立期間②及び③は41万円、

申立期間④及び⑤は 41 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成2年6月18日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月31日から2年6月18日まで

私は株式会社Aに、平成元年4月1日から2年6月18日まで勤務したが、元年12月31日までの年金加入記録となっている。自分はこの間も辞めることなく2年6月までは継続勤務し、健康保険証も使っていた記憶がある。調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録では、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、平成元年12月31日と記録されている。

しかしながら、当該事業所の複数の元同僚は、「申立人と自分は、株式会社AからB社と一緒に異動し、申立期間は継続して勤務しており空白期間は無い。」と供述していることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、オンラインの記録によると、当該事業所は平成2年6月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同日後の同年9月4日付けで、申立人を含む5名について元年12月31日にさかのぼって被保険者資格の喪失の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aは法人事業所であり、同社が適用事業所でなくなった日において常時従業員が在籍していたと認められ、厚生年金保険

法における適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成元年12月31日に資格を喪失した処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、複数の同僚の供述等から当該事業所が適用事業所でなくなった2年6月18日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年11月の社会保険事務所（当時）の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は10万円、申立期間③は39万円及び申立期間④は33万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②及び⑤に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間②は16万6,000円、申立期間⑤は29万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月21日
② 平成18年8月9日
③ 平成18年12月26日
④ 平成19年7月20日
⑤ 平成19年12月27日

株式会社Aに勤務中の、平成17年の冬、18年の夏・冬及び19年の夏・冬の各賞与の支給額と社会保険事務所（当時）に届けられている標準賞与額

に差違があると思われるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③及び④について、申立人が所持する賞与支給明細書及び事業主が保管している支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①は10万円、申立期間③は39万円、申立期間④は33万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、③及び④の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②及び⑤については、申立人が所持している賞与支給明細書及び事業主が保管している支給控除項目一覧表から、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑤の標準賞与額については、上記賞与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、申立期間②は16万6,000円、申立期間⑤は29万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により賞与支給明細書で確認できる保険料控除額又は賞与額に見合う標準賞与額を届け出していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は100万円、申立期間③は86万円及び申立期間④は86万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②及び⑤に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間②は75万円、申立期間⑤は80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月21日
② 平成18年8月9日
③ 平成18年12月26日
④ 平成19年7月20日
⑤ 平成19年12月27日

株式会社Aに勤務中の、平成17年の冬、18年の夏・冬及び19年の夏・冬の各賞与の支給額と社会保険事務所（当時）に届けられている標準賞与額に差違があると思われるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③及び④について、申立人が所持する賞与支給明細書及び事業主が保管している支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①は100万円、申立期間③は86万円、申立期間④は86万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、③及び④の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②及び⑤については、申立人が所持している賞与支給明細書及び事業主が保管している支給控除項目一覧表から、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間②及び⑤の標準賞与額については、上記賞与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、申立期間②は75万円、申立期間⑤は80万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により賞与支給明細書で確認できる保険料控除額又は賞与額に見合う標準賞与額を届け出していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都国民年金 事案 1943

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から48年3月まで

私は、会社を昭和40年12月に退職し、43年6月に結婚したが、将来のため、41年2月1日に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、記録訂正してほしい。

なお、確定申告書（控え）を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年2月1日に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間において国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、国民年金保険料納付の前提となる申立人の同手帳記号番号は、昭和48年6月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持している国民年金手帳に資格取得日が昭和41年2月1日と記載され

ていることを挙げているが、資格取得日は、申立人が国民年金被保険者の資格を取得した日を示すものであり、国民年金の加入や保険料納付の事実を示すものではない。

なお、申立人が提出した昭和 46 年分及び 47 年分の申立人の父親の確定申告書（控え）では、46 年分は社会保険料控除欄に国民年金保険料額の記載は無く、47 年分には保険料額が記載されているものの、この保険料額は事業専従者として記載されている申立人の母親が 46 年 6 月に国民年金に加入した際、10 年年金の必要加入月数を満たすために納付した保険料額とみるのが自然である。

加えて、申立人夫婦が、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1944

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで
結婚前の昭和43年4月1日に国民年金に加入し、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月1日に国民年金に加入し、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間において国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、国民年金保険料納付の前提となる申立人の同手帳記号番号は、昭和48年6月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持している国民年金手帳に資格取得日が昭和43年4月1日と記載されていることを挙げているが、資格取得日は、申立人が国民年金被保険者の資格を取得した日を示すものであり、国民年金の加入や保険料納付の事実

を示すものではない。

加えて、申立人夫婦が、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1945

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月

申立期間の国民年金保険料は、妻の保険料を含め、A社会保険事務所(当時)において納付した。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻の分を含めて納付したと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、「国民年金手帳記号番号払出簿検索システム」により、B県内すべてについて、「C(漢字)」及び「D(カナ)」で検索したが、該当者はおらず、申立人に対し同手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1946

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から46年3月までの期間及び47年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から46年3月まで
② 昭和47年4月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、妻が集金人に納付してくれていなかったはずであり、妻だけの分しか納付しなかったとは考えられない。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、申立人の妻が自身の保険料と一緒に集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号はA市B区で払い出され、昭和40年4月から同年9月までの保険料を納付していることが当時の被保険者台帳である特殊台帳（旧台帳）により確認できるものの、同台帳には「不在被保険者」と記載され、申立人の同市から転居後の住所地はC市D区Eとされているが、申立人の妻の特殊台帳には、この住所地は44年10月16日とされており、これは戸籍の附票からも確認できる上、前住所地は同市F区Gとされ、婚姻日である42年11月*日の日付が記載されていることから、不在確認されるまで、申立人については国民年金に係る住所変更が行われなかったものと考えられ、一緒に保険料を納付したとする申立内容とは符合しない。

また、申立期間②について、申立人の特殊台帳（新台帳）には、「52. 1. 13 住所確認」との記載が有り、C市が国民年金の加入状況、国民年金保

保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、不在復活日として、昭和 51 年 12 月 17 日と記載されており、これは申立人が同年 10 月から保険料の申請免除手続を行ったことに伴い住所地が確認されたものと推認され、50 年 4 月から 51 年 9 月までの保険料が 53 年 2 月 17 日に過年度納付されていることが確認でき、この納付時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1947

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から12年2月までのうちの24か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年3月から12年2月までのうちの24か月
少しでも年金を増やしたかったので、申立期間中に2回ほど、それぞれ1年分の国民年金保険料を一括払いしたはずであり、申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中に2回ほど、それぞれ1年分の国民年金保険料を一括払いしたはずであると主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、高齢任意加入手続を行い、改めて被保険者資格を取得することが必要であり、申立期間中にA市B区役所に提出された国民年金高齢任意加入申出書を確認したが、申立人に係る同申出書は見当たらない上、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにも、平成7年3月9日に被保険者資格を喪失以降、申立人は登載されておらず、これはオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1948

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和52年4月及び同年5月

申立期間①については、昭和52年度1月分、2月分及び3月分の領収書を所持している。申立期間②についても、領収書は無いが納付しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付した領収書を所持しており、申立期間②についても領収書は無いが保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人は、昭和52年6月27日に任意の資格で国民年金の被保険者となっていることが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄に記載され、「初めて被保険者となった日」も同日である上、オンライン記録とも一致することから、申立期間①及び②は、国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人が申立期間①の国民年金保険料納付の根拠として提出した領収書は、昭和52年度1月分から同3月分の「国民年金保険料領収書」であり、納期限及び領収印の日付(53.4.28)からみても、納付済みの記録となっている昭和53年1月から同年3月までのものであることは明らかである。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1949(事案 1173 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで
第三者委員会の回答で申立てについては認めることはできないとのことであるが、当時、区役所から送られてきた特例納付の資料が出てきたので、再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについて、i) 国民年金保険料の納付の前提となる国民年金手帳記号番号は昭和50年7月に夫婦連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人とその夫は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立人は47年4月から50年3月までの分として2万9,850円を50年12月24日に、一枚の納付書で納付していることが領収済通知書により確認できること、ii) 申立人は、国民年金に加入した時点で60歳まで国民年金保険料を納付しても、国民年金老齢年金の受給資格を得るには27か月不足していることから、過年度納付及び特例納付により36か月分を納付していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、区役所から当時送られてきた特例納付勧奨ちらしを添付して再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が今回提出した上記の勧奨ちらしは、国民年金の老齢年金を受けるために国民年金保険料納付(免除)期間(25年)が不足する者は、特例納付できる旨が記載されたちらしであり、申立人は、これによ

り上記の特例納付を行い、年金受給権を確保したものと推認できるものの、申立期間の保険料について特例納付したことを裏付ける資料とは認め難いことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1950

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から49年3月までの期間、52年5月及び53年9月から54年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から49年3月まで
② 昭和52年5月
③ 昭和53年9月から54年4月まで

申立期間①については、私が20歳になったころ、勤務先の社長が国民年金の加入手続きを行い、給与から控除して国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②及び③については、自身で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、申立人が20歳になったころ、勤務先の社長が国民年金の加入手続きを行い、給与から控除して国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②及び③については、自身で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳には、「被保険者となった日」の最初の欄は、「平成9年7月22日」と記載されており、A市が昭和51年4月から国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は登載されていない上、「国民年金手帳記号番号払出簿検索システム」によりB県内すべてについて「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索したが、該当者はおらず、申立期間①、②及び③当時、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当た

らないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかつたものと考えられる。

なお、申立期間①について、申立人が当時勤務していたとする事業所に照会したところ、関係書類は残っておらず、申立人の国民年金保険料が給与から控除されていたとの証言も得られない。

また、申立人又は事業主が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1951

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年3月まで

私の国民年金については、平成元年7月ごろA県B市役所で、母親が加入手続を行い、口座振替に変更するまでの間、母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年7月ごろB市役所で、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により平成3年4月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、国民年金に加入した上記の時点で、申立期間の国民年金保険料を納付するには、現年度納付及び過年度納付によることとなるが、申立人が当時居住していたB市の国民年金被保険者名簿により、申立期間は未納と記載されていることが確認でき、さかのぼって納付したとの主張も無い。

なお、上記の被保険者名簿には「資格取得の原因等」欄に「20才 3.4.8」、備考欄に「振 3.5」と記載され、申立人が平成3年5月の手続により、同年6月から口座振替が行われたことがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1952 (事案 1523 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年5月までの期間及び同年9月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年5月まで
② 昭和39年9月から40年3月まで

第三者委員会より納付記録の訂正は必要でないとの通知を受けたが、私の国民年金の資格取得日について、所持している国民年金手帳には昭和36年6月29日となっていることから、前回の申立てにおいて、このころ加入手続を行ったとしていたが、私の資格記録では同年4月1日となっており、加入手続は、このころに行ったと思われるので、再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、申立人の姉と連番で昭和41年2月に払い出されていることが確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しないこと、ii) 申立人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の姉も、国民年金保険料の納付開始時期は、申立人と同様、昭和40年4月からであり、申立期間は未納であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年1月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、資格取得日が昭和36年4月1日であることから、同年4月に国民年金の加入手続を行ったとして再申立てを行っている。

しかしながら、上記の資格取得日は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月 1 日時点において、申立人は既に 20 歳以上となっていたことから、この日が国民年金の被保険者資格を取得した日とされたことを示すものであり、国民年金の加入や国民年金保険料納付の事実を示すものではない。

また、従来、紙台帳で管理されていた国民年金手帳記号番号払出簿を新たに電子データ化した「国民年金手帳記号番号払出簿検索システム」により、申立人に別の同手帳記号番号が払い出されていないかを A 県内で払い出された「B（漢字）」、「C（カナ）」で検索したが、申立期間において、その形跡は見当たらず、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から41年3月までの期間、59年9月から60年11月までの期間、同年12月から62年3月までの期間及び63年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から41年3月まで
② 昭和59年9月から60年11月まで
③ 昭和60年12月から62年3月まで
④ 昭和63年1月から同年3月まで

私は、国民年金制度が始まるとすぐに国民年金に加入し、申立期間①については、昭和41年3月まで納付していたことが国民年金手帳から確認できる。申立期間②の国民年金保険料については、妻の分と一緒に毎月25日に、自治会の隣組組織を通じて納付していた。申立期間③及び④については、失業中であるので国民年金に加入していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻と一緒に自治会の隣組組織を通じて納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人の所持する国民年金手帳の検認印の日付により、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和41年1月31日及び同年4月5日に納付していることが確認できるものの、申立人は、40年12月1日にA共済組合の組合員となったことから、国民年金被保険者資格を同日に喪失し、申立期間の保険料は42年2月24日に還付決定され、同年3月28日に還付されていることが還付整理簿により確認でき

る。

また、申立期間②について、申立期間はA共済組合員の任意継続期間であり、制度上、国民年金に加入できない期間であり、申立期間③について、申立人は年金受給資格証明書により、昭和60年11月30日に年金受給者となり、同年12月から年金受給開始となったことが確認できる上、B市が保管する国民年金被保険者名簿には国民年金に再加入をした記録は見当たらないことから、申立期間②及び③はいずれも国民年金の未加入期間であり、申立人は国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間④について、申立人は60歳になったことに伴い、申立期間の国民年金保険料を納付するには高齢任意加入手続を行い、改めて被保険者資格を取得することが必要であるが、申立人が国民年金に高齢任意加入の申出を行った形跡は見当たらない上、申立期間②及び③を納付すれば、申立人は加入可能年数（26年）を満たすことから、申立人が加入年数を超えて再加入したとの主張は不自然である。

加えて、申立人又はその妻が申立期間②、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月20日から23年8月8日まで
私は、昭和20年12月20日から23年8月8日までの間、A株式会社(現在は、B株式会社)の下請会社である「C社」に勤務していたが、上記期間について厚生年金に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所(当時)からもらった。

昭和19年3月から27年3月までA株式会社の社宅に住み、その間に長女も生まれている。厚生年金保険に加入していたと思うので、調べてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人がC社の元請けであったと主張するA株式会社に保管されている資料において、申立人が昭和23年8月9日にC社から入社した旨の記載があることから、勤務期間は特定できないものの当該事業所に勤務していた可能性はある。

しかし、オンライン記録によれば、C社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、事業主であったと思われる者は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、C社における元同僚の氏名を記憶していないことから、申立内容について確認できる供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 63 年 4 月 15 日まで

私は、昭和 57 年 8 月から 63 年 12 月 21 日まで A 株式会社（現在は、B 株式会社）においてバスの運転手として継続して勤務していたのに、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間の記録が空白となっているので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B 株式会社の現在の事業主及び複数の申立期間当時の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間の一部について A 株式会社勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の事業主は、「当時の資料は保管していないため分からないが、申立人の雇用形態は短期雇用の繰り返しであり、社会保険の届出は漏れなく確実に実施しているので、社会保険庁（当時）に記録がなければ申立人は厚生年金保険に未加入であったと思われる。」と供述している。

また、申立人は申立期間に継続して勤務していた旨主張しているが、申立人に係る雇用保険の被保険者記録では、申立期間において、短期雇用特例被保険者として被保険者資格の取得及び離職を繰り返し、特例一時金を受給していることが確認できる上、事業主及び複数の同僚も、申立人が季節労働者であった旨の供述をしており、申立人の主張と整合していない。

さらに、当該事業所の複数の同僚及び上司は、「申立人は季節労働者で、建築関係の健康保険に加入していた。」と供述しており、C 国民健康保険組

合に照会したところ、「申立人の資格取得日は不明であるものの、資格喪失日が昭和 63 年 4 月 1 日となっている。」と回答しており、申立期間のうち、一部期間について同組合の被保険者であったことがうかがえる。

加えて、申立期間において、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号も連続していることから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間を含む昭和 55 年 4 月から 63 年 3 月まで国民年金の定額保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 44 年 3 月ごろまで
② 昭和 44 年 4 月から 45 年 12 月まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社で勤務していた申立期間①及びB株式会社に勤務していた申立期間②の加入記録が無いことが分かった。いずれの事業所においても確かに勤務しており、加入記録が無いのは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と同時に中学校を卒業した同級生が、申立人とともにA社に就職し、昭和 44 年ごろまで一緒に勤務していた旨を供述していることから、申立期間当時、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、申立期間当時に経理事務を担当していた事業所関係者によると、「申立期間当時は従業員が5人未満だったので、厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と述べており、申立人と同時に就職した同僚も、同事業所は厚生年金保険に加入していなかった旨を供述している。

また、申立期間当時の事業主に照会したが、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が保管されていないことから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認することができない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人がB株式会社において昭和44年1月1日から45年4月30日まで勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録等によれば、B株式会社の厚生年金保険の適用期間は昭和29年9月1日から31年1月18日までであり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B株式会社に係る商業登記簿は確認できず、事業主の所在も不明であり、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料は無く、申立人の厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、B株式会社の複数の元従業員に照会を行ったが、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月28日から63年4月20日まで
私は、申立期間において、A病院で、看護師として勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間において、A病院で勤務していたことは確認できる。

しかし、A病院に照会を行ったところ、同事業所は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険の適用については不明である旨の回答があった。

また、申立期間当時、A病院で勤務していた元同僚に対し、照会を行ったものの、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて、確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の夫が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間を含む昭和59年11月1日から61年4月16日までの期間については、夫の被扶養者になっていることが確認できる上、申立人の当時の住所地であるB県C市に照会したところ、申立人は、61年4月16日から平成15年12月8日までの期間については、国民健康保険に加入していた旨の回答があった。

加えて、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の

整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 7 月 26 日から同年 10 月 1 日まで
有限会社Aに数か月勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では、平成 3 年 7 月の 1 か月しかないことが分かった。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの保管する賃金台帳、給料支払明細書及び出勤表等から、申立人が平成 3 年 7 月 25 日付けで当該事業所を退職し、申立期間のうち同年 8 月 14 日までの期間についてアルバイトとして勤務していたことは確認できるものの、同日よりも後の期間については勤務を確認することはできない。

また、有限会社Aの事業主は、「申立人は、B県の親の面倒をみるため、平成 3 年 7 月 25 日付けで正社員を退職し、7 月 26 日から 8 月 14 日までのうちの 7 日間、引っ越し準備をしながらアルバイトとして勤務し、8 月 15 日以降は勤務していない。」と回答している。

さらに、申立期間当時勤務していた複数の元同僚に照会したが、回答を得ることはできず、申立内容について確認することはできない。

加えて、申立人に係る雇用保険の加入記録は、平成 3 年 7 月 25 日に離職と記載されており、厚生年金保険の資格喪失日と一致することが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 7 月 1 日から 12 年 3 月 1 日まで

私は、株式会社Aに平成 9 年 7 月 1 日から 12 年 3 月 1 日まで勤務していたが、オンライン記録の厚生年金保険被保険者の加入記録は 9 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までとなっているので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している預金通帳(写)において、株式会社Aから申立人に対し給与が振り込まれていたことが確認できることから、申立人が申立期間において当該事業所で勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間当時、株式会社Aの労務管理を行っていた社会保険労務士に照会したところ、「申立人は平成 9 年 6 月 1 日から B 国民健康保険組合及び厚生年金保険に加入していたが、申立人が厚生年金保険料の個人負担分の支払いができないという強い要望があったため、1 か月後に厚生年金保険のみ資格を喪失した。したがって、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したのは 1 か月のみである。」と回答しており、同人から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書(国民健康保険組合被保険者)」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」により、申立人の資格取得日は平成 9 年 6 月 1 日、資格喪失日は同年 7 月 1 日であることが確認できる。

また、申立期間当時、株式会社Aにおいて経理を担当していた同僚に照会したところ、「自分は申立期間当時から株式会社Aの経理担当であるが、厚生年

金保険は、本人の申出により1か月のみ加入してから資格を喪失したことに間違いはない。その後、申立人が退職するまで申立人の給与から厚生年金保険料を控除したことは一切無い。」と回答しており、他の同僚も、「厚生年金保険については、1か月だけは強制加入であるが、月々の保険料額に国民年金保険料額と差があるため、自分の払いやすい方を選択しても良いということであった。」と回答している。

さらに、申立期間当時勤務していた被保険者28人のオンライン記録を調査したところ、申立人を含む8人が厚生年金保険の加入期間は1か月となっていることから、申立期間当時、株式会社Aでは従業員の希望により厚生年金保険の資格を喪失させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

加えて、申立人の上記預金通帳からは給与の振込額は確認できるが、申立期間において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

また、雇用保険について、申立期間において申立人の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 1 日から 45 年 4 月 30 日まで
A 県 B 市 C から友達数人と D 市に出てきて、E 社で土木作業員として勤務していた。当時の姓は F でした。この事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の作業現場に関する具体的な記憶が、E 社の元同僚の供述と一致することから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していた可能性はある。

しかし、申立人が E 社に同時に入社したと述べている複数の同僚については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において該当する被保険者は見当たらず、当該同僚から申立内容について確認できる供述を得ることはできない。

また、上記被保険者名簿によれば、E 社は、昭和 46 年 12 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっているため、申立期間に当該事業所が適用事業所ではなかったことが確認できる上、新規適用時に当該事業所において被保険者であった複数の従業員に照会しても申立人を記憶している者はおらず、申立人が勤務していたことを確認することはできない。

さらに、E 社は株式会社 G と名称変更の後、昭和 59 年 12 月 2 日に解散しており、当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月 10 日から 34 年 6 月 1 日まで
② 昭和 39 年 3 月 5 日から 40 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①について、A工場に厚生年金保険の加入記録がある以前の昭和 30 年 1 月から勤務しており、申立期間②についてB社に勤務していたが、申立期間①及び②の期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A工場の複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間の一部期間において勤務していたことは推認できる。

しかし、A工場の後継会社であるC株式会社は昭和 54 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日付けで解散し申立期間当時の事業主（清算人）も亡くなっていることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

また、A工場に申立期間当時勤務していた複数の元同僚からは、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認するための資料及び供述を得ることができない。

さらに、上記同僚は、「申立人は、申立人の父親の下働きとして共に働いていた。申立期間当時は職人になるための見習い期間が5年程度あった。」と供

述していることから、申立人の申立期間においては見習い期間として厚生年金保険に加入させていない取扱いであったことがうかがえる。

申立期間②について、B社の後継会社であるD株式会社の事業主に照会したところ、「当社は昭和42年1月から法人となっているが、申立期間当時は個人経営の時代であり、個人経営時の資料等は無く、記憶も無い状態である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、B社に申立期間当時勤務していた元従業員は、申立人が勤務していたことを記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認するための資料及び供述を得ることはできない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無く、健康保険番号は連続しており健康保険番号に欠番も見られないため、申立人に係る厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は「申立期間当時、B社から交付を受けた健康保険証によりE病院で受診した。」と述べているが、当該病院は平成6年11月30日付けで廃止されており、申立人が当該病院において当該健康保険証により受診したことは確認できない。

また、申立期間①のA工場及び申立期間②のB社における申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2051 (事案 205 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から 31 年 4 月 30 日まで
② 昭和 31 年 10 月 15 日から 33 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 33 年 12 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

申立期間①及び②の期間について、元請けであった株式会社A又はその下請けであったB社のいずれかに勤務し、申立期間③の期間についてはC株式会社に勤務していたが、社会保険事務所(当時)に照会したところ、三つの期間とも厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答があったので、調査の上、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の申立てについては、申立人は、B社又は株式会社Aのいずれかに勤めていたと主張しているが、当時の同僚の供述からも勤務先の事業所が特定できず、勤務期間についての正確な供述も得られないため、申立人の申立期間における勤務実態について確認することはできない。

また、申立てに係る両事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、法人登記簿も確認できず、当時の事業主等への照会ができないことから、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び供述も得られないため、申立てに係る事実を確認することはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、今回、申立期間における厚生年金保険料の控除を供

述できる同僚として新たな氏名を掲げているほか、当時の写真を提示して再申立てを行っている。

そこで、今回の再申立てを踏まえ、上記の記憶する同僚及び写真から氏名の判明した同僚を含め、住所の判明している 11 人に照会したが、申立人が、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていることを確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間①及び②について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

また、申立人が今回新たに申し立てている申立期間③について、C 株式会社は、昭和 34 年 3 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、当時の事業主も既に亡くなっており、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び供述は得られない。

さらに、C 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる複数の元同僚は、申立人が当該事業所に勤務していた記憶はあるものの、正確な勤務期間が確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2052

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月ごろから 36 年 12 月ごろまで
昭和 34 年 4 月から 36 年 12 月まで株式会社Aに勤務していたが、社会保険庁（当時）に記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年 4 月ごろから 36 年 12 月ごろまでの期間において、株式会社Aに勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、株式会社Aは既に解散しており、同社における申立期間当時の事業主は既に亡くなっている上、当時の資料も現存しておらず、申立人の同社における勤務実態について確認することはできない。

また、申立人は、当時の株式会社Aにおける上司や同僚等の氏名を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社に勤務し、厚生年金保険に加入していた複数の従業員に確認したところ、申立人のことを記憶している者はおらず、当該同僚から申立人の申立期間に係る勤務状況等について供述を得ることはできない。

さらに、上記被保険者名簿において申立人の氏名の記載は無く、健康保険番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したことは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 3 月 31 日まで

私は、A新聞に掲載された株式会社Bの求人広告を見て応募し、採用された。派遣された勤務場所はC株式会社D支店で、事務員としてE課に配属された。しかし、その期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。C株式会社D支店の元同僚の供述があるので、勤務していたことは確実である。きちんと当時の資料を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた、株式会社Bの派遣先であるC株式会社D支店の複数の元同僚の回答から、申立期間当時、申立人が同社D支店において事務員として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同様に株式会社BからC株式会社D支店に派遣されていた複数の元同僚は、当時、株式会社Bには正社員のほかに嘱託社員等の従業員がおり、厚生年金保険の加入時期及び試用期間については、それぞれの雇用形態で決定されていた旨回答しており、申立人の同社における雇用形態について確認することができない。

また、株式会社Bの元事業主は、「C株式会社D支店に派遣していた事務員については、正社員として雇用しており、入社後直ちに厚生年金保険の加入手続を行っていた。しかし、社会保険の加入時期については、採用時に本人と面談の上決めていたのでまちまちである。」と供述していることから、同社において、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる上、当時の関係資料は既に廃棄されてお

り、申立人に係る厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号は連続しており、欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、株式会社Bにおける申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月26日から34年4月1日まで
昭和33年10月26日から35年7月1日までA株式会社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、資格取得日が34年4月1日となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された人事台帳及び事業主の供述により、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A株式会社では、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を保有しており、同書によれば、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和34年4月1日と記載されている上、同社の事務担当者は、「申立期間当時、中途採用者については、試用期間があったものと考えられ、被保険者資格を有しない期間について、職員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考えられないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除はなされていなかったものと思われる。」と供述している。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人と同じ日の複数の同僚に、照会したところ、9人中5人が試用期間があった旨回答しており、そのうちの一人は、「新卒者については、4月の入社日と同日に厚生年金保険の被保険者となっているが、中途採用の数名の同僚については、入社日から3か月程度経過後に厚生年金保険の資格を取得していた。」と供述している。

さらに、申立人を記憶している同僚は、申立人は、昭和 33 年 10 月に臨時工として入社し、34 年 4 月に正社員として採用された旨の供述をしている。このため、同社では、中途採用者については、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険の被保険者の加入手続を行っていないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 2 月 1 日から同年 3 月 11 日まで
② 昭和 60 年 6 月 3 日から 61 年 5 月 6 日まで

私の厚生年金の記録をみると、A株式会社（現在は、株式会社B）の記録が昭和 38 年 2 月から 60 年 1 月までと同年 3 月 11 日から同年 6 月 3 日までになっているが、同じ会社に 2 度勤めたことはない。私は、昭和 60 年 1 月に定年により A 株式会社を退社し、同年 2 月ごろに C 株式会社（現在は、株式会社 B）の面接を受けて入社し、勤務した。当時、健康保険にも加入していたので、昭和 60 年 2 月と同年 6 月から 61 年 4 月までの期間を、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社及び C 株式会社の元同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人が両事業所に勤務していたことは推認できる。

申立期間①について、A 株式会社の現在の事業主に照会をしたが、当時の人事記録等の関係書類は残されておらず、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間①当時の A 株式会社における人事担当者は既に亡くなっており、会計担当者からは回答が得られず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

さらに、申立人は「昭和 60 年 1 月に定年により A 株式会社を退職した。」と供述しており、これについて、A 株式会社の元労働組合の役員に照会したところ、「定年退職後に再雇用された場合に、申立人のように退職した時

点で社会保険を脱退させ、その後新たに社会保険に加入していることがあり、再雇用の手続がなされたので空白期間が生じたのではないか。」と回答している。

申立期間②について、C株式会社の現在の事業主に照会をしたが、当時の人事記録等の関係書類は残されておらず、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間②当時のC株式会社における人事担当者は、「期間は不明だが申立人は勤務していた。申立人の厚生年金保険の適用については分からない。」と供述しており、当時の会計担当者2人は既に亡くなっており、申立期間②に係る申立人の保険料控除について確認することはできない。

さらに、D労働局職業安定課に照会したところ、昭和60年6月11日から61年4月6日までの期間において、申立人について雇用保険の失業等給付の受給記録がある旨の回答があった。

加えて、申立期間当時に申立人が受給していた年金額について、昭和60年2月支給分、同年6月から61年4月までの支給分に支給停止額が無いことがオンライン記録より確認できることから、当該期間については厚生年金保険には加入していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月8日から31年3月1日まで
申立期間は脱退手当金を受給した期間とされているが、私は受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、「脱 A県」との押印が確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退手当金 2,778 円 31.4.20」等が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年4月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2057

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月19日から29年2月10日まで
申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手 13,888円 30.1.11」等が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和30年1月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。